



【発信日】令和3年7月1日

【問い合わせ先】

結とびあ(1階 1番窓口)

教育委員会 こども支援課 岡

電話 0779-64-5140

低所得の子育て世帯に対して給付金を支給

～対象児童1人当たり一律5万円～

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困る子育て世帯に対して新たに給付金を支給します。

令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給した人で令和3年度分の市民税均等割が非課税の人は申請を不要として、7月20日に給付します。

記

1 支給対象者

平成15年4月2日から令和4年2月28日までの間に出生した児童を養育する者で、次の①の養育要件のいずれかに該当し、かつ、②の所得要件のいずれかに該当するもの

①養育要件

- ・児童手当受給者
- ・特別児童扶養手当受給者
- ・新規児童手当受給者
- ・新規特別児童扶養手当受給者

②所得要件

- ・令和3年度分の市民税均等割が非課税である者
- ・令和3年1月以降の家計急変者

※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた方は対象外となります。

2 支給額

児童1人当たり一律5万円

3 申請の要否

- ・令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給された方で令和3年度分の市民税均等割が非課税の人は申請不要
- ・その他の人は、申請必要

4 申請期間

令和4年2月28日(月)まで

5 申請窓口

こども支援課(結とびあ1階①番窓口)

6 コールセンター

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)コールセンター

電話 0120-811-166(受付時間:平日 9:00~18:00)



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② {
■ 令和3年度 **住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166 (受付時間:平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。



3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

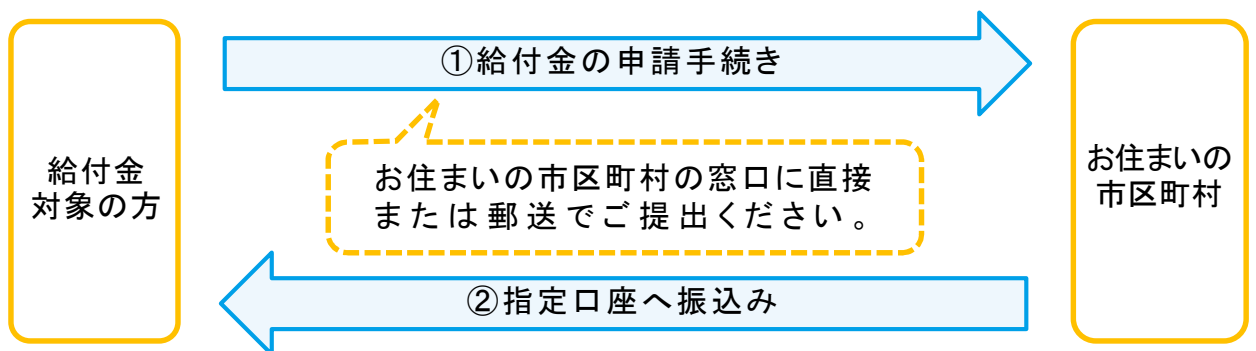
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の窓口に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などのかたつた不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。